

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 氷見市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	80.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	91.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.7%
31～35年	90.4%
26～30年	93.3%
21～25年	82.7%
16～20年	87.7%
11～15年	90.7%
6～10年	92.2%
1～5年	87.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・任期の定めのない常勤職員に比べ給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員は、女性が多いため、全職員では男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員では、扶養手当や住居手当を、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は70.2%であるため、男性の平均給与額を押し上げている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。